

# 原子力災害の損害賠償における因果関係（一）

関 義 央

## 一 はじめに

東日本大震災から丸二年が過ぎた。いまだ復興への道のりは遠い状況で、その過程で発生した東京電力株式会社（以下「東電」という）の福島第一・第二原子力発電所事故（以下「当該事故」という）も収束したとはいえない状況が続いている。

筆者は、現代密教前号（二三三号）で当該事故に適用される原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法。以下「原賠法」という）についてふれた<sup>(1)</sup>（以下「前稿」という）。当該事故による原子力損害賠償については、その後、多数の履行がなされているようである<sup>(2)</sup>。

さて、被害者（債権者）が賠償請求をする際、当該事故において原賠法上の原子力事業者として損害賠償責任を負う東電（債務者）が、被害者の請求通りの金額か、被害者との交渉により一定の金額を支払うことに合意し

た場合、または両当事者が折り合わなかったとしても原賠法に基づき（原賠法一八条二項一号参照）、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会のなす和解の仲介<sup>(3)</sup>により双方が合意した場合には、賠償に関する問題は解決へ向かう。問題は何らかの障害・事情により両当事者が合意に至らず訴訟に持ち込まれた場合の取り扱いである<sup>(4)</sup>。この場合、結論的には裁判所の判決により決着がつくわけである<sup>(5)</sup>が、この際の分かれ目になるのは原子炉の運転から放射性物質の放出という加害行為とそれによる損害の発生との間の因果関係が認定されるかである<sup>(6)</sup>。過去の原子力損害賠償請求訴訟でも因果関係は大きな争点となっている上に、訴訟まで至らなくとも本件事故の賠償手続きでも後にもるように因果関係があるといえるかがポイントとなっている。過去の裁判例はその数こそ多くはないものの、現在進行する当該事故による原子力損害賠償請求訴訟にとつて参考となる。

そこで、本稿では前稿に引き続き<sup>(7)</sup>、原子力損害賠償における因果関係の問題について、過去の裁判例を中心に考察する。

## 二 相当因果関係をめぐる判例・学説の状況

はじめに、法的因果関係として判例が採用する「相当因果関係」について、判例・学説のこれまでの状況を原子力損害賠償に関連させながら鳥瞰する。

### 1 原子力損害賠償における相当因果関係の必要性

原賠法には、原子炉の運転等「により」原子力損害を与えたときに損害賠償責任を負うとしており（原賠法三条一項本文）、原子力事業者の無過失責任による損害賠償は当該原子炉の運転等と因果関係のある原子力損害に

限られる。<sup>(8)</sup> もっとも、原賠法には原子力損害の定義規定はあるものの（原賠法二条二項）、「原賠法その他の法令上、原賠法三条一項によって賠償されるべき損害の範囲に関する規定は何ら存在しないから、民法上の債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任に関する一般原則に従って、『核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（原賠法二条二項本文参照―筆者注）』と相当因果関係がある損害の全てが原賠法三条一項により賠償されることになる<sup>(9)</sup>」ものと解されている。すなわち、原子力災害の個々の事案で具体的に何が因果関係のある原子力損害なのか、言い換えれば賠償されるべき損害の範囲が限定されていない。そこで、原賠法の一般法である民法の不法行為規定―及びその解釈―に基づいて損害賠償の範囲を確定することになる。<sup>(10)</sup>

さて、その民法は、加害行為「によって生じた損害」を賠償する（民法七〇九条）としており、ここでも因果関係を要件としている。解釈上ここでいう因果関係とは、法的には「あれなければこれなし（*conditio sine qua non*）」という「条件関係」であり、加害行為と損害の発生との間が「あれなければこれなし」の関係になることを必要とする。しかし、そうすると、「風が吹けば桶屋が儲かる」式に因果関係が無限に拡がり不合理が生じる<sup>(11)</sup>。そこで、わが国の不法行為法において判例は、単なる条件関係による因果関係ではなく、因果関係に「相当性」を求める。この因果関係を「相当因果関係（*Die Lehre vom adäquaten Kausalzusammenhang*）」と云う。そして、判例は損害賠償の範囲について損害項目による区別をせずに賠償を認めている。すなわち諸外国では、賠償対象となり得る損害（財産的損害（例…物損）・精神的損害（例…慰謝料）、積極的損害（例…治療費）・消極的損害（例…入院中本来であれば受領できたはずの給与（逸失利益）など）、に何らかの区別や差異を認めるのに対し、日本では加害行為と相当因果関係のある損害ならばすべて賠償されるのである<sup>(12)</sup>。したがって、日本で

は相当因果関係——特に相当性——とは何かということが損害賠償の範囲を決定する唯一の基準ということになる。<sup>(13)</sup>

## 2 相当因果関係とは何か？——民法四一六条類推適用説

では、相当因果関係とは何か？ それを解くにあたって、再び条文に注目する。

因果関係については、一般的不法行為の根拠規定の民法七〇九条に二ヶ所「よって」という文言があることから、かつて理論的にはドイツ法にならって、前の「故意又は過失によつて」権利または保護法益の侵害があったことを不法行為の成立要件としての因果関係の問題（責任設定的因果関係）と解し、後の「これによつて生じた損害」を損害賠償の範囲を確立するための因果関係の問題（責任範囲の因果関係）と解して、両者を区別しなければならぬとしていたが、実際にはこれらを混同してとらえてきていた。<sup>(14)</sup>

そして、以上のような認識のもと、大審院は富貴丸事件（大判大正一五年五月二二日民集五卷六号三八六頁）において、「民法第四百十六条ノ規定ハ共同生活ノ關係ニ於テ人ノ行為ト其ノ結果トノ間ニ存スル相当因果關係ノ範圍ヲ明ニシタルモノ」であり、「債務不履行ノ場合ニノミ限定セラルヘキモノニ非サルヲ以テ不法行為ニ基ク損害賠償ノ範圍ヲ定ムルニ付テモ同条ノ規定ヲ類推シテ其ノ因果律ヲ定ムヘキモノトス」と判示した。そして、「物ノ通常ノ使用収益ニ因リテ得ヘキ利益ノ喪失ハ不法行為ニ因リテ通常生スヘキ損害ヲ包含スルモノナレハ被害者カ物ノ特殊ノ使用収益ニ因リテ得ヘカリシ利益ヲ失ヒタリトシテ之カ賠償ヲ請求スルニハ民法第四百十六条第二項ノ規定ニ準拠シ不法行為ノ當時ニ於テ將來スル利益ヲ確實ニ得ヘキコトヲ予見シ又ハ予見シ得ヘカリシ特別ノ事情アリシコトヲ主張シ且立証スルコトヲ要スルモノト謂ハサルヲ得ス」とした。すなわち、契約違反に代表される債務不履行責任における損害賠償の範囲を画する民法四一六条は相当因果関係を規定したものと解し、同

条を不法行為責任にも類推適用するという。そして、同条一項は通常生ずべき損害が賠償の範囲に入ることを規定し、同条二項は後続損害等の通常生ずべき損害とはいえない特別損害について債務者（加害者）の予見可能性の及ぶ範囲のみ賠償の範囲とする。以上の基準が相当因果関係だというわけである。この相当因果関係Ⅱ四一六条類推適用説は、この当時の日本におけるドイツ法学隆盛の中で「相当因果関係」という概念がドイツ法学から取り入れられたこと<sup>15</sup>もあり、学説上も通説となった<sup>16</sup>。

### 3 相当因果関係批判

しかしその後、相当因果関係Ⅱ民法四一六条類推適用説は厳しい批判にさらされることになる。

その嚆矢となったのは、平井宜雄の研究であった。平井は、相当因果関係の概念は原因行為と損害の間に因果関係があればすべての損害を賠償するという「完全賠償主義」を採るドイツ法において、それでは損害賠償の範囲が広がりすぎるため、因果関係で条件関係だけでなく法的価値判断を加えることにより、損害賠償の範囲を限定するために導入されたの<sup>17</sup>に対し、そもそも四一六条はイングランド判例法を参考にした規定であり、<sup>18</sup>その趣旨は予見可能性のような因果関係以外の要素により賠償範囲を制限する「制限賠償主義」を採用するもので両者はその内容を全く異にしているとする<sup>20</sup>。

そして、債務者個人の特性を焦点においた予見可能性概念は、契約関係とは異なり特定の社会関係に立たない不法行為者間の法律関係を処理する技術概念としては必ずしも適切でないとして、四一六条の不法行為への適用を否定した<sup>21</sup>上で、従来「相当因果関係」として論じられてきた問題は、①事実的因果関係、②保護範囲、③損害の金銭的評価の三つに再構成されなければならないと主張した。①は損害賠償請求の相手方（被告）と賠償を求

められている損害との間に因果関係が存するかどうかという問題である。被告の行為という事実と損害と評価される事実との間に存在する「あれなければこれなし」の関係であり、ドイツの因果関係論が前提としたところの哲学的・自然的因果関係概念である。②は事実的因果関係に立つ損害のうち、どの損害の賠償が賠償請求権者に与えられるかという問題である。これは裁判官の「政策的価値判断」があつてはじめて決定される。これまで相当性として検討されていた中心部分である。③は保護範囲内に存すると判断された損害をどのようにして金銭に評価するかという問題である。<sup>(22)</sup>

以上の再構成の上で、②についての確定基準として、不法行為を故意を中心とした「意思」的不法行為と「過失」不法行為に大別し、前者は被告（加害者）の意思と原告（被害者）に生じた被侵害利益の重大さを考慮し、因果関係の有無を判断する。そして、後者は被侵害利益の重大さの考慮に加え、事実的因果関係に立つ損害に対し、被告がその発生を防止すべき義務（損害回避義務）を負っているかを問い、その義務の及ぶ射程距離たる「義務射程」に入っていれば賠償義務を負うとする。<sup>(23)</sup>

#### 4 判例・中間指針における「相当因果関係」概念の維持

以上のような平井の見解は以後の学説に大きな影響を与えた。<sup>(24)</sup>

しかし、判例はその後も現在に至るまで「相当因果関係」という概念を維持しているのは後述の原子力災害をめぐる裁判例の通りである。また、学説上も近年、前記平井の見解における①においても法的評価の介在が避けられないとして、①②の区別への疑問も主張されている。<sup>(25)</sup>

もっとも、既に平井が指摘している通り、<sup>(26)</sup>判例には本来特別損害に当たることが争点となる事案において、相当

原子力災害の損害賠償における因果関係（一）

因果関係に言及しながらも、「社会、通念、上、相当、と認められる限度において、不法行為により通常、生ずべき損害として」<sup>27</sup> 損害賠償請求ができると解しているものもあり、四一六条の予見可能性の機能に着目しておらず、通常損害という表現の範囲内で「相当と認められる範囲」とそうでないものとを区別しているという理由づけを示しているにすぎないから、もはや相当因果関係は賠償さるべき範囲の意味という機能しか果たしていないともいえる。それを証明するかのように、原子力損害賠償紛争審査会によって作成された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下、「中間指針」という）」では、判例にならって相当因果関係という概念を維持しているものの、その意義を「社会、通念、上、当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲」<sup>28</sup>と解しており、四一六条や予見可能性といったものは記されていない。<sup>29</sup>

これに関連し、既述の富貴丸事件大審院判決以前の判例（大判大正六年六月四日民録二三輯一〇二六頁）は、「不法行為ヨリ生スル損害ノ賠償ニ付テハ民法第四百十六条ノ規定ヲ適用スヘキモノニ非ス」として、四一六条の適用を否定し、相当因果関係とは明言しないものの、「行為ト損害トノ間ニ因果ノ関係ヲ有スルニ於テハ其損害カ通常生スヘキ損害ナリト又ハ特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害ナルトヲ問ハス等ク加害者ニ於テ之カ賠償ヲ為スノ義務ヲ有スルモノトス而テ其行為ト損害トノ間ニ因果関係アリト做スニハ事物通常ノ状態ニ依リ社会普通ノ觀念ニ基キ之ヲ判断スルノ外ナキモノトス」と解している。<sup>30</sup>これはドイツ法における「予見可能性を問題としない本来の意味での——相当因果関係説の立場であったとされているが、この見解の基礎には、「社会的相当性」の判断があると理解されている。<sup>32</sup>そして、この見解は社会的要素を要求する点で、中間指針の相当因果関係概念と大変酷似していると思われる。その意味で、現在相当因果関係概念は「混乱の時代」を経て、「先祖がえり」した

といえる。

### 三 原子力損害賠償請求訴訟の因果関係論

つづいて、実際の原子力損害賠償訴訟において因果関係はどのような性質を有し、また役割を担っているのかをみていく。

#### 1 当該事故以前の原子力災害と関連訴訟

当該事故以前のわが国においては、損害賠償が問題となった原子力災害が二件発生している。

##### ①敦賀原子力発電所放射能漏れ事故

昭和五六年一月頃から同年四月半ば頃の間、福井県敦賀市の敦賀湾の一部である浦底湾に設置・稼働する敦賀原子力発電所からコバルト六〇を含む放射性廃棄物が漏出した。事故の原因は、廃棄物処理旧建屋の設計・施行管理上の問題に主たる要因があり、これに運転管理面における人為的なミスが加わって発生したものとされた。<sup>(33)</sup>

##### ②JCO東海村臨界事故

平成一一年九月三〇日、核燃料物質の製造及び販売等を目的とする株式会社JCOの茨城県東海村の東海事業所で従業員三名が硝酸ウラン溶液（ウラン溶液）を製造中に同溶液が臨界に達し、中性子線等の放射線が放出された事故。作業員のうち二名が中性子線等の放射線を浴びて急性放射線症の傷害を負い、その後死亡したほか、



残る作業員一名が重症、六六七名が被曝した。国際原子力事象評価尺度<sup>(35)</sup>（INES）でレベル四（施設外への大きなリスクを伴わない事故）とされた。

両災害ともに損害賠償案件のほとんどが和解、調停により解決された<sup>(36)</sup>。しかし、ほかの損害賠償類型に比してごくわずかな事例ではあるものの、両災害に関しての裁判例が存在する。以下、健康被害についての損害賠償請求の事例といわゆる風評被害の事例に分けて紹介する。

## 2 健康被害の事例

人体への健康被害を理由とする原子力損害賠償が訴訟で争われた事例としては、JCO臨界事故における以下の事例がある。

### （一） 事案

JCO東海村臨界事故発生時、事故現場より約一三〇メートル離れた場所に所在したA工場を経営していたXらが、同事故の際発生した放射線により被曝し、それに起因して身体に変調が生じ、また営業ができなくなった等と主張し、JCO（ $Y_1$ ）及びその親会社である $Y_2$ 株式会社に対し、主位的に民法七〇九条及び七一五条に基づき、予備的に原賠法三条一項に基づき、治療費、休業損害、慰謝料等の損害賠償を求めた。

本件の争点は、①原子力事業者である $Y_1$ に対し、民法上の不法行為による損害賠償を請求することの可否、②原子力事業者に該当しない $Y_2$ に対し、民法上の不法行為による損害賠償を請求することの可否、③本件事故とXらが主張する健康被害との間に相当因果関係を認めることの可否である。

(二) 第一審判決(水戸地判平成二〇〇二年二月二七日判時二〇〇三号六七頁)〔1〕

第一審判決は、争点①及び②について、民法の適用を否定した上で、争点③について次のように判示し、Xらの請求をすべて棄却した。

Xらに本件事故と相当因果関係のある損害が生じていたか否かを検討する前提として、Xらの本件事故による被曝線量について検討し、科学技術庁(当時)が当時の放射線防護に関する法令に則って実効線量当量を用いて算定し推定した量が合理的であり、Xらの被曝線量がこの推定値を超えることはないとした。

その上で、「訴訟上の因果関係(相当因果関係)の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真实性の確信を持ち得るものであることを必要とする」と解すべき」として、(事實的)因果関係の証明度に関する判例である東大ルンパール事件上告審判決(最判昭和五〇年一〇月二四日民集二九卷九号一四一七頁)を引用し、本件でも適用することを明らかにした。そして、X<sub>1</sub>の主張するPTSD(外傷性ストレス障害)についてはその診断基準を満たしていないとしてその発症を認めず、その他の健康被害も被曝線量が著しく少量でありその程度の被曝によって健康影響が生ずるとは通常考えられないこと、健康被害が生ずるほどの放射線被曝を受けながら体表自体には何らの皮膚被害も伴わないことは考え難いこと、本件事故以前にも同様の症状があったことなどから、「経験則に照らして本件全証拠を総合検討しても、本件事故ないし事故による被曝がこれらの健康被害ないし損害を発生させた関係を是認し得る高度の蓋然性の証明はない」とした。

また、X<sub>2</sub>についても、被曝線量が著しく少量でありその程度の被曝によって健康影響が生ずるとは通常考えら

れず、身体各部位の中で放射線感受性の最も低い掌から皮膚病の症状が生じ始めたこと、事故から約一年八カ月後の糖尿病の悪化は肺炎治療のためのステロイド剤大量投与が原因であることから、本件事故ないし事故による被曝がこれらの健康被害ないし損害を発生させた関係を是認し得る高度の蓋然性の証明はないとした。

（三）控訴審判決（東京高判平成二二年五月一四日判時二〇六六号五四頁）〔2〕

Xらの控訴に対し、控訴審判決は争点①及び②について原判決を支持し、争点③についても以下のように述べて、控訴を棄却した。

Xらの被曝線量については原審の判断を維持した上で、相当因果関係の立証に関して、事故の影響の正確な解明には高度の自然科学的知識を要し、企業と近隣住民では保有する情報の格差があることなどから事実的因果関係として条件関係によって判断すべきであり、Xらは本件事故後自らの健康状態が悪化したことを立証すれば足り、Yらが本件事故が原因でないことを反証すべきであるというXらの主張に対し、前記東大ルンバル事件上告審判決を再び引用するとともに、原爆症の放射線起因性について、「高度の蓋然性」の証明が必要であるとする判例（最判平成一二年七月一八日判時一七二四号二九頁）も引用する。そして、以上のような最高裁判所の理解によれば、本件についても、Xらにおいて本件事故とXらに生じた健康被害との間に「上記の意味における相当因果関係があることを証明する必要があるということになる」とし、本件においてXらの主張立証に「著しい困難が生じたなどというべき事情は見いだせないから、……相当因果関係の立証につき別異に解さなければ公平を欠くとまではいえない」とした。

その上で、X<sub>1</sub>の主張するPTSDについては原審同様その診断基準を満たしていないとしてその発症を認めず、その他の精神症状も本件事故の前後でX<sub>1</sub>の症状に連続性があるとして、「本件事故と相当因果関係があるという

ことはできない」とした。さらに、健康被害についても、被曝線量の低さ、症状の発症時期からいずれの症状も放射線に起因するものではなかったとして、相当因果関係の存在を認めず、 $X_1$ の請求は理由がないと結論づけた。

また、 $X_2$ についても、原審の判断を支持し、本件事故後（放射線感受性の最も低い）掌以外の部位の皮膚病が悪化しなかったことは少なくとも $X_2$ の掌の皮膚病が悪化したことの原因が「本件事故による放射線被曝であることとを是認し得る高度の蓋然性がある、あるいは通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであるとはいえない」とした。そして、 $X_2$ の主張する本件事故によるストレスについても、その要因という $X_1$ の健康悪化が本件事故と相当因果関係にあるものと認められないのは既に述べた通りであり、やはり要因と主張する本件事故の被害者の会長としての講演活動やマスコミ取材への対応も自らの意思で行ったものであり、拒絶し得ないものとはいえないとして、そのストレスと本件事故ないし本件事故による放射線被曝との間に相当因果関係を認めず、 $X_2$ の請求も理由がないと判示した。

この後、 $X$ らは上告、上告受理申立てをしたが、最高裁判所は上告棄却した（最判平成二二年五月一三日判例集未登載）。

### 3 風評被害の事例

原子力損害賠償訴訟でこれまで特に多かったのは風評被害の事例であった。というより、風評被害の事例こそが原子力損害賠償訴訟の中心であり、風評被害の事例こそ因果関係が特に問題となるケースであった。以下、実際に訴訟となった主な事案を挙げてみよう。

#### (一) 敦賀原発風評被害事件

（一） 事案

敦賀原子力発電所放射能漏れ事故の際、事故が報道された後、敦賀産ないし福井県産魚介類の入荷拒否等が生じ、買い控えが広がった。そこで、金沢港の魚市場で魚介類の仲介業を営み、福井市、敦賀市の魚市場等に卸売りをするX株式会社らが上記入荷拒否等により損害を被ったとして、敦賀原発を設置・稼働するY株式会社に対して民法七〇九条の一般的不法行為の規定に基づき損害賠償を請求した。

第一審判決（福井地判昭和六一年一月九日裁判集未登載）はXらの請求を棄却。Xらは控訴した。

（二） 控訴審判決（名古屋高金沢支判平成元年五月一七日判例時報一三二二号九九頁）〔三〕

Xらが取り扱う魚介類の放射能汚染について、その区域は浦底湾内に限られ、放射性物質はムラサキイガイ等四種類の魚介類から検出されたに過ぎず、検出された放射性物質についても、仮に毎日食べ続けたとしても人体に影響のない程極めて微量であったとして、Xらが扱う金沢産魚介類は無影響であった述べ、さらに、Xらが損害として主張する魚介類の売上高の減少についても、「敦賀産の魚介類について、消費者の買い控え現象が生じ、価格の下落による影響が出たことが認められる」としながらも、「金沢産魚介類についても買い控え現象が起きたとまでは認められない」とした。

その上で、売り上げ減少と本件事故との因果関係について、「本件事故の発生とその公表及び報道を契機として、敦賀産の魚介類の価格が暴落し、取引量の低迷する現象が生じたものであるところ、敦賀湾内の浦底湾に放射能漏れが生じた場合、漏出量が数値的には安全でその旨公的発表がなされても、消費者が危険性を懸念し、敦賀湾産の魚介類を敬遠したくなる心理は、一般に是認でき、したがって、それによる敦賀湾周辺の魚介類の売上減少による関係業者の損害は、一定限度で事故と相当因果関係ある損害といふべきである。」としつつも、続けて、「敦

賀における消費者が、敦賀湾から遠く離れ、放射能汚染が全く考えられない金沢産の魚まで敬遠し、更にはもっと遠隔の物も食べたくないということになると、かかる心理状態は、一般には是認できるものではなく、事故契機とする消費者の感情的な判断の結果であり、事故の直接の結果とは認め難い。金沢産の魚も感情的には不安であるとの理由で賠償を命ずるものとすれば、金沢における消費の低下も是認しなければならなくなり、損害範囲はいたずらに拡大することとなる。」として、Xらの「売上高が本件事事故後減少したとしても、消費者の個別的な心理状態が介在した結果であり、しかも、安全であっても食べないといった、極めて主観的な心理状態であった、同一条件のもとで、常に同様の状態になるとは言い難く、また一般的に予見可能性があったともいえない。すると、本件浦底湾における人体に影響のない微量の放射能漏れと敦賀の消費者の金沢産魚介類の買い控えとの間には、相当因果関係はない」と結論付け、控訴を棄却した(確定)。

(未完)

〈キーワード〉

原子力損害賠償 相当因果関係 民法四一六条 事実的因果関係 保護範囲 風評被害

註

- (1) 関義央「福島第一原発事故と原子力損害賠償法」現代密教二二一―二二七頁以下（二〇一二年）。
- (2) 原子力損害賠償の状況は、①個人について、請求件数約三三三、〇〇〇件、うち合意件数約二九三、〇〇〇件（総額約五、六七四億円）、本賠償件数約二七二、〇〇〇件（総額約四、八一六億円）、②個人（自主的避難等に係る損害）について、請求件数約一、一七七、〇〇〇件、うち本賠償件数約一、〇九六、〇〇〇件（総額三、二八二億円）、③法人・個人事業主等について、請求件数約一四六、〇〇〇件、うち合意件数約一二三、〇〇〇件（総額約九、三八一億円）、本賠償件数約一一一、〇〇〇件（総額約八、九五一億円）となっている（二〇一三年二月八日現在。東電ホームページ <http://www.tepco.co.jp/comp/jisseki/index-j.html>）。すでに仮払金も含めた支払総額は約二兆円に上っており、一般の私企業では賄い切れないほど高額になっているが、二〇一一年に原子力損害賠償支援機構法が制定施行され、賠償措置額（原賠法七条一項）を超える原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が損害賠償するために必要な資金の交付やその他の業務を行うことにより、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施の確保を図っている（同法一条参照）。
- (3) 当該事故による原子力損害賠償については、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会の下部組織として原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、被害者と東電の和解の仲介手続きを実施している（原子力損害賠償紛争解決センターについては、野山宏「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の実務」一八）判時二二四〇号三頁以下、判時二二四三号四〇頁以下、判時二二四六号三頁以下、判時二二四九号三頁以下、判時二二五二号三頁以下、判時二一五八号三頁以下、判時二二六一号三頁以下、判時二二六四号三頁以下（すべて二〇一二年）参照）。
- (4) 訴訟ではなく、裁判所の調停に持ち込まれることも考えられる。
- (5) 訴訟中に裁判所の斡旋により両当事者が和解することもある。
- (6) 前稿で触れた通り（関・前掲注（一）一〇九頁）、原賠法では原子力損害賠償は無過失責任であるので、原子力事業者の過失の有無は問題とならない。もともと、仮に予備的請求として民法七〇九条の一般的不法行為により損害賠償を請求する場合は過失の有無が一応―そもそもこの場合原子力事業者は民法は適用されないと主張するであろうが―争点となる。
- (7) 関・前掲注（一）一一七頁以下。
- (8) 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度（改訂版）』五三頁（通商産業研究社、一九九一年）。
- (9) 後述（一）判決の判旨。
- (10) 野村豊弘「原子力事故による損害賠償の仕組みと福島第一原発事故」ジュリ一四二七号二〇頁（二〇一一年）、大塚

- 直「福島第一原子力発電所事故による損害賠償」法時八三卷一一号五〇頁(二〇一一年)。
- (11) 例えば、運転者Xの過失による自動車事故でYが生命にかかわらないけがを負った場合、その後Yが搬送された病院で医師Aの手術を受けた際、Aの過失によりYが死亡したという事例で、Yの死亡という損害を条件関係によりXに帰責することは不合理であろう。
- (12) 後述するように、相当因果関係を認められる損害は限られしており、実際に被害者が主張する損害がすべて賠償されることはほとんどない(相当因果関係内の損害であっても金額的評価は低額となる)。これに関連して、原賠法では原子力事業者は無限責任を負うとされ、賠償限度額は規定されていない(関・前掲注(1)、一一五頁)。そして、損害賠償の範囲は相当因果関係で決せられ、その範囲の損害すべてが賠償されることになる(大塚・前掲注(11)五〇頁参照)。しかし、当該事故以前より、賠償資源の有限性という実際上の問題から「損害の性質による分配を考慮せざるを得ない」として、損害填補さるべき損害についての優先順位を定めておく必要性が指摘されていた(下山俊次「原子力」山本草二編『未来社会と法』五四一頁以下(筑摩書房、一九七六年))。
- (13) 前田達明『民法VI(不法行為法)』一二五頁(青林書院新社、一九八〇年)。
- (14) 遠藤浩編『基本法コンメンタール(第四版) 債権各論II(新条文対照補訂版)』四四頁(伊藤進)(日本評論社、二〇〇五年)。
- (15) 富貴丸事件判決以前に相当因果関係Ⅱ民法四一六条(類推)適用説を主張し、同判決に影響を与えたとされるものとして、鳩山秀夫『増訂改版日本債権法総論』七四頁以下(岩波書店、一九二五年)がある。
- (16) 代表的なものとして、我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為』二〇二頁(日本評論社、一九三七年)、加藤一郎『不法行為(増補版)』一五五頁(有斐閣、一九七四年)。
- (17) 平井宜雄『損害賠償法の理論』三二頁以下(東京大学出版会、一九七一年)。
- (18) Hadley v. Baxendale, 9Ex.341, 156E.R.145.
- (19) 平井・前掲注(18)一四六頁以下。
- (20) 平井・前掲注(18)九〇頁以下、一三三頁。
- (21) 平井・前掲注(18)四五三頁以下。
- (22) 平井・前掲注(18)一三五頁以下、四二九頁以下。
- (23) 平井・前掲注(18)四五七頁以下。
- (24) 平井説を支持するものとして、幾代通Ⅱ徳本伸一『不法行為法』一三九頁(有斐閣、一九九三年)。また、加害行為から直接発生した第一次損害については義務射程の問題としつつも、そこから派生した後続損害は第一次損害と「危険性関連」がある場合のみ賠償の範囲内とする説もある(石田稜『損害賠償法の再構成』四九頁以下、八六頁以下(東京大学出版会、一九七七年))。



原子力災害の損害賠償における因果関係（一）

- (25) 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第三版）』一九五頁以下（有斐閣、二〇〇一年）。また、水野謙「因果関係概念の意義と限界」（有斐閣、二〇〇〇年）参照。
- (26) 平井・前掲注（18）四四九頁以下。
- (27) 最判昭和四四年二月二八日民集二三卷二号五二五頁。
- (28) 「中間指針」三頁以下。 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kahatu/016/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2011/08/17/1309452\\_1\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kahatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/08/17/1309452_1_2.pdf) なお、このよう因果関係が責任範囲の因果関係であることは明確である。
- (29) 実際の基準としては賠償の「必要性」と「合理性」を重視していると思われる（関・前掲注（1）一一八頁）。
- (30) 当時、四一六条が不法行為に適用されない—不法行為責任の方が契約責任より賠償範囲が広い—と解していたものとして、石坂晋四郎『債権総論上巻』三—三頁（有斐閣、一九二一年）。
- (31) 四宮和夫『不法行為法』四〇五頁（青林書院、一九八七年）。
- (32) 近江幸治『民法講義Ⅵ事務管理・不当利得・不法行為』一八一頁（成文堂、二〇〇四年）。
- (33) 「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の放射性廃液漏洩事故について」『昭和五八年原子力安全年報』（原子力安全委員会、一九八三年） <http://www.nsr.go.jp/archive/nsc/hakusyo/S58/F2-1.htm>。
- (34) ウランに中性子が当たって惹起された核分裂反応により中性子が発生し、その中性子によってさらに核分裂反応が惹起される連鎖反応が持続する状態。
- (35) 国際原子力機関（IAEA）が定める原子力事故または事象の深刻度。
- (36) 大塚直「東海村臨界事故と損害賠償」ジュリー一一八六号三六頁（二〇〇〇年）。
- (37) 海渡雄一『原発訴訟』二〇四頁（二〇〇一年、岩波書店）。本書の著者は本事実でXらの訴訟代理人を務めており、X側の視点で本件事故や訴訟の経緯、〔1〕〔2〕判決の問題点が記されている（一九六頁以下）。
- (38) 本判決の評釈として、小賀野晶一「判批」ひろば四二巻一〇号四五頁（一九八九年）、淡路剛久「判批」リマークス一〇号一五頁（一九九〇年）、窪田充見「判批」判評三八七号一八五頁（一九九一年）、乾昭三「判批」公害・環境判例百選（別冊ジュリー二六号）八六頁（一九九四年）、信澤久美子「判批」環境法判例百選（第二版）（別冊ジュリー二〇六号）七〇頁（二〇〇一年）。